



【兼業状況記入欄】※個人事業主や家族が営む自営業の手伝い等については、「兼業の有無」欄のみ記入してください。

兼業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※申込日時点 (予定も含む)	勤務先名称	
勤務日数	週・月 ( ) 日		1日あたりの勤務時間	( ) 時間

【資格・免許等記入欄】

名称	取得年月日	名称	取得年月日
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月

パソコン技能	<input type="checkbox"/> 基本的な操作可能 (文書・表の入力)	<input type="checkbox"/> 操作不可
(Word・Excel操作)	<input type="checkbox"/> 応用的な操作可能 (グラフの作成、関数使用)	<input type="checkbox"/> その他 ( )

【希望就労条件等記入欄】

希望する就労条件	勤務可能日数 週 ( ) 程度 勤務可能時間帯 ( : ~ : ) の範囲内	残業 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
希望する採用期間	<input type="checkbox"/> 長期間・短期間いずれも希望	<input type="checkbox"/> 短期間 ( ) か月程
勤務可能な時期	<input type="checkbox"/> 即可能	<input type="checkbox"/> ( ) 月 ( ) 日以降可能
勤務希望地	<input type="checkbox"/> 那覇市役所本庁舎	<input type="checkbox"/> その他 ( )

【応募動機・自己PR記入欄】

私は、当申込書に記入した事項が事実であること及び地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当していないことを誓い、那覇市会計年度任用職員に採用されたく、申し込みます。

令和 年 月 日

氏名 (自署)

■地方公務員法第16条 (欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する方は当該申し込みを行うことができません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 2 那覇市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない方
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

■提出の際の注意点

- 1 記入事項に虚偽等がある場合、不採用とするまたは採用を取り消す場合があります。
- 2 この申込書の有効期間は表面にご記載いただいた申込日から起算して6か月間となります。
- 3 一度提出された申込書は返却できません。あらかじめご了承のうえご提出ください。
- 4 申し込みを行っても必ず採用されるとは限りません。

【備考欄 (那覇市記載欄)】

受付課記入欄 (受付日 :
受付者 :
)

【児童等と接する業務に就く職種対象の誓約書（こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項の規定に関する欠格事項）】

私は、貴市の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、参照条文記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。  
※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）  
犯罪事実確認では、「特定性犯罪」と呼ばれる罪を犯し、次の各号のいずれかに該当する方は当該申し込みを行うことができません。  
特定犯罪：不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ、痴漢、盗撮、未成年淫行など（成人に対する性犯罪含む）

- 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
- 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
- 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの

チェック欄	私は、当申込書に記入した事項が事実であること及びこども性暴力防止法に定める欠格条項のいずれにも該当していないことを誓い、那覇市会計年度任用職員に採用されたく、申し込みます。
<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日 氏名

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

- イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
- ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
- ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）

を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの